

特集2

ハンセン病への正しい理解を

「人権の世紀」といわれる二十一世紀において、一人ひとりが尊重されるよう、さまざまな人権問題に積極的に取り組んで参ります。

ハンセン病のこれまでの歴史の中で、患者の方々の療養所などへの徹底収容をすすめた戦前、戦中の「無らい県運動」などで、県も国の隔離政策にかかわって参りました。

そのために患者の方々を家族から切り離し、故郷をも奪い、想像を超えた苦しみや悲しみを与えることになってしまいました。また、この隔離政策により、ハンセン病が極めて感染力の弱い病気であるにもかかわらず、強い感染力を持つ病気であるかのような誤解を多くの県民の皆様と与え、偏見や差別を助長する結果となりました。



菊池恵楓園で入所者の皆様へ謝罪する潮谷知事と菊池恵楓園園長(左) (六月十九日)

これらのごことを深く反省し、去る六月十九日に、荒木県議会議員長と菊池恵楓園、待労院診療所をお訪ねして、入所者の皆様と心からお詫びいたしました。

県としましては、患者の方々の御意見をよく聞き、これを基本に据えて取り組みを進めて参りたいと思っております。とりわけ、ハンセン病への正しい理解のための普及啓発をより一層進め、いわれのない偏見や差別の解消を図り、患者・元患者の方々が故郷との絆を取り戻すことができるよう努めて参りたいと考えています。県民の皆様との御理解と御協力をよろしくお願いたします。

熊本県知事 潮谷義子

◎ハンセン病に関する経緯

ハンセン病をめぐる歴史

- 1873 (明6) ノルウェーの医師ハンセンがらい菌を発見
- 1895 (明28) 私立回春病院(熊本市)開設
- 1898 (明31) 私立琵琶崎待労院病院(熊本市)開設
- 1907 (明40) 「癩(らい)予防二閣スル件」公布
- 1909 (明42) 九州7県連合立九州らい療養所(現:菊池恵楓園)が開設
- 1931 (昭6) 「癩(らい)予防法」公布
- 1941 (昭16) 回春病院廃止
- 1941 (昭16) 国立療養所菊池恵楓園となる
- 1943 (昭18) 米国で新薬プロミンの治らい効果発表
- 1953 (昭28) 「らい予防法」公布
- 1960 (昭35) WHOが外来治療への転換を勧告
- 1996 (平8) 「らい予防法の廃止に関する法律」施行
- 1998 (平10) 熊本地裁にらい予防法違憲国家賠償請求訴訟提起
- 2001 (平13) 熊本地裁判決 国、控訴せず判決が確定 ハンセン病補償法成立

一九九六年にらい予防法が廃止されるまでの長い間、患者・元患者の皆さんには国の隔離政策がとられてきました。

しかし、今年の五月十一日、熊本地方裁判所は、ハンセン病は少なくとも一九六〇年以降には隔離の必要性はなく、隔離政策を続けてきたことが憲法に違反していたとして、国の責任を認めました。

この隔離政策によって、多くの人々が、ハンセン病は強い伝染病であるという過度の恐怖心を抱くようになり、偏見が助長されたため、患者・元患者の皆さんは、さまざまな差別的扱いを受けてこられました。

現在、県内には約七百人の方々が二カ所の療養所に入所されていて、平均年齢は七十歳を超えておられます。今後、患者・元患者の皆さんが明るく、幸せに生活できるように、差別と偏見がない社会をつくっていくことが大切です。

◎ハンセン病を正しく理解していただくために

「ハンセン病は治る病気です」

治療法が確立されている現在では、早期発見と早期治療で、障害を残すことなく、外来治療で比較的短期間で治ります。

「遺伝する病気ではありません」

むかしは、日ごろから接触の多い親や祖父母から乳幼児などへ感染することがあり、遺伝病の一種と誤解されてきましたが、「らい菌」という細菌による感染症であることがわかってきました。

「感染力はとも弱い病気です」

ハンセン病療養所で働いていた職員でハンセン病になった人は一人もいないことからわかるように、日常生活では感染しません。「らい菌」はとも感染力の弱い菌なので、人の体内に侵入しても、栄養状態などがよければ発病することはほとんどありません。治った後も、皮膚や末しょう神経の障害により外見上の変形が後遺症として残ることもありますが、いづれでも病気のままだと思われがちですが、感染することはありません。



由布菊池恵楓園園長を講師に招いて県庁で行われた県職員研修会(6月26日)

◎今後の取り組み

県では、ハンセン病の正しい知識の普及啓発に努め、差別と偏見の解消を図るため、次のような取り組みを進めています。

- 啓発パンフレットの作成
- ハンセン病を正しく理解する週間(六月二十五日を含む一週間)でのパネル展の開催
- 菊池恵楓園入所者による盆栽展への協力
- 里帰り事業 など



県の啓発パンフレット

- 今後さらに、
 - 小中学校・高校での教育、啓発
 - 県立図書館などの視聴覚教材の整備
 - 県職員・教職員への啓発
- などに取り組んでいきたいと考えています。県で作成した啓発パンフレットは、各地域振興局・保健所でもご覧になれます。

※菊池恵楓園では、さまざまな活動や行事を通して、地域の皆さんと交流したり、

人権学習の研修や見学の受け入れをされています。



菊池恵楓園の夏祭り(昨年8月)

【連絡先】 菊池恵楓園 (〇九六二四八一一三二)

お問い合わせ先/熊本県健康増進課 疾病対策係 〇96-383-1111(内線7079) FAX096-383-0498 メールアドレス kenkouzoushin@pref.kumamoto.jp